

令和7年4月1日

保護者の皆様

米原市教育委員会

「滋賀・体験の日」について

陽春の候 保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、令和7年度には「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」が開催されます。

「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」は、いずれも、滋賀の子どもたちにとって得難い貴重な学びの場となると考えられることから、滋賀県では、子どもたちがより参加しやすくなるよう、「滋賀・体験の日」を設け、欠席扱いしないこととなりました。米原市におきましても、県の取組に準じて「滋賀・体験の日」を取得することができます。

つきましては、取得可能期間、申請の方法等、下記のとおり定めましたので、米原市の Web ページに掲載しております「市内小中学生・保護者用リーフレット（市教育委員会作成）」とあわせてご確認いただきますようお願いいたします。

1 取得可能期間

令和7年4月13日（日）以降 「大阪・関西万博」、「国スポ」、「障スポ」に参加する場合について、1日単位で年間最大3日まで取得可能です。

2 申請の方法

所定の用紙により、取得予定日の1週間前までに申請してください。保護者署名（自署）が必要です。

※申請書は米原市 Web ページに掲載されています。印刷してご利用ください。

3 その他

- ・保護者との参加を条件とし、「滋賀・体験の日」を取得した場合は、「出席停止・忌引き等」の扱いとします。また、「滋賀・体験の日」取得中の安全管理等については、児童生徒および保護者の責任の下で行ってください。
- ・取得する際には、学校行事予定（校外学習、体育大会・運動会、音楽会、テスト期間等）を把握したうえで、計画的に申請いただきますようお願いいたします。
- ・「滋賀・体験の日」を取得した場合、受けられなくなる授業の内容については、児童生徒が自学自習で対応するものとし、補習などは行いません。